

## 「東日本大震災」に伴う電話料金等の取り扱いに関するお知らせ

当社では、被災地域のお客様の電話料金等の取り扱いについて、平成 23 年 3 月 12 日に公表させていただいたところですが、対象や無料期間等の考え方について、以下のとおりとさせていただきます。

なお、本件に関するお客様からのお申し出、お問い合わせを受け付ける特設フリーダイヤル(0120-533578)を用意しておりますので、詳細についてご不明な点はお問い合わせください。

1.基本料金等<sup>※1</sup>の取り扱い

対 象	無料期間 <sup>※2</sup>
当社の設備故障が原因で電話等がご利用できなかったお客様	電話等がご利用できなかった期間
避難指示、避難勧告によって電話等がご利用できなかったお客様	避難指示、避難勧告が発出されてから解除までの期間
災害救助法が適用された地域にお住まいの方で、被害に遭われ実態的に電話等がご利用できなかったお客様 (お客様からのお申し出が必要です。)	実態的に電話等がご利用できなかった期間

※1 回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等

※2 ※1 を無料とする期間は、連続する 24 時間を単位に無料日数を計算します

これまで当社の設備故障により電話等がご利用できなかったお客様や自治体の避難指示や避難勧告が発出された地域のお客様については、お客様のお申し出を待つことなく、基本料金等を無料とさせていただくこととしておりました。

これらに加え今回、津波による被災により電話等がご利用できない状態にあったと当社が判断した地域のお客様についても、同様の扱いとさせていただくこととしました。

なお、それ以外のお客様であっても、災害救助法が適用された地域にお住まいの方で、被害に遭われ電話等がご利用いただけなかった場合については、お客様のお申し出に基づき、基本料金等を無料とさせていただきます。

以上の考え方に基づき、無料期間を盛り込んだ請求書を発行させていただきます。請求書の内容についてのお問い合わせや、お客様からの無料期間のお申し出については上記特設フリーダイヤルまでお電話ください。

なお、被災地域の詳細な状況の把握やお客様からのお申し出内容の確認に時間を要し、当該手続きが遅れた場合は、お客様の被災の実態に合わせて過去に遡って無料期間を適用し、次回以降の請求時に精算させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

## 2.移転工事費の取り扱い

被災によって仮住居への移転等をする旨を、当社にお申し出いただいた場合、工事料金を無料とさせていただきます。

## 3.支払期限の延長

別表の地域のお客様からのお申し出に基づき、以下のとおり支払期限を延長します。

- ・3 月中の支払期限の請求書は、支払期限を 3 ヶ月延長します。  
(例えば、3 月 15 日が支払期限の場合、6 月 15 日に延長します)
- ・4 月中の支払期限の請求書は、支払期限を 2 ヶ月延長します。  
(例えば、4 月 20 日が支払期限の場合、6 月 20 日に延長します)

- ・5月中の支払期限の請求書は、支払期限を1ヶ月延長します。  
(例えば、5月10日が支払期限の場合、6月10日に延長します)

なお、口座振替又はクレジットカードによるお支払いのお客様については、当初予定日に自動的に口座引落としとさせていただきます。

#### 4.特設フリーダイヤルの設置

本件に関するお客様からのお申し出、お問い合わせを受け付ける特設フリーダイヤルを用意しておりますので、詳細についてご不明な点はお問い合わせください。

- 「東日本大震災」関連電話料金等問合せ受付センター  
0120-533578(受付時間:平日の午前9時～午後5時「土日・祝日を除く」)

(別表) 基本料金等を無料とさせていただきますお客様

(参考) 通信ビルの機能停止等によるサービス中断中の電話局番等一覧(平成23年4月4日時点)

(別表) 基本料金等を無料とさせていただくお客様 (下線部は平成 23 年 4 月 20 日に加筆)

区分	対象地域	無料期間
当社の設備故障が原因で電話等がご利用できなかったお客様	機能停止等によるサービス中断が生じた当社通信ビル毎の収容区域	通信ビル毎の機能停止期間
避難指示、避難勧告等によって電話等がご利用できなかったお客様	以下の市町村のうち、市町村が避難指示、避難勧告を発出している地域  千葉県: 匝瑳市、銚子市、横芝光町、旭市 茨城県: 水戸市、北茨城市、城里町、ひたちなか市、鉾田市、常陸太田市、神栖市、茨城町、東海村、日立市、高萩市、那珂市、大洗町 栃木県: 矢板市、那須烏山市、大田原市、市貝町、さくら市、芳賀町、真岡市、高根沢町 長野県: 栄村 新潟県: 津南町、十日町市 青森県: 八戸市、階上町、東通村、おいらせ町、深浦町、つがる市、三沢市、五所川原市、中泊町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、青森市、平内町、むつ市、佐井村、大間町、風間浦村、六ヶ所村 福島県: 福島市、須賀川市、新地町、鏡石町、白河市 宮城県: 仙台市、白石市、山元町、利府町、美里町 北海道: 厚真町、登別市、洞爺湖町、むかわ町、函館市、森町、釧路町、浜中町、白糖町、広尾町、大樹町、豊頃町、浦幌町、根室市、別海町、羅臼町、標津町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、苫小牧市、室蘭市、伊達市、豊浦町、白老町、鹿部町、八雲町、厚岸町、釧路市、新冠町、日高町  以下の市町村のうち、福島第一原子力発電所から半径 20km、福島第二原子力発電所から半径 10km 圏内に該当する地域  福島県: 田村市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、広野町、南相馬市	避難指示、避難勧告が発出されてから解除までの期間 (お客様からのお申し出によらず当社にて指定させていただきます)
災害救助法が適用された地域にお住まいの方で、被害に遭われ電話等がご利用できなかったお客様	津波による被災により、電話等がご利用できない状態にあったと当社が判断した以下の地域  岩手県: 宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡、下閉伊郡、九戸郡、久慈市の5市3郡の一部 宮城県: 石巻市、気仙沼市、名取市、東松島市、亶理郡、宮城郡、牡鹿郡、本吉郡、塩竈市、多賀城市、岩沼市、仙台市の8市4郡の一部 福島県: いわき市、相馬市、相馬郡、南相馬市、双葉郡の3市2郡の一部  災害救助法が適用された以下の市町村のうち、上記以外  千葉県: 旭市、香取市、山武市、九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市 茨城県: 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、利根町 栃木県: 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町 長野県: 栄村 新潟県: 十日町、上越市、津南町 宮城県: 全域(35市町村) 福島県: 全域(59市町村) 岩手県: 全域(34市町村) 青森県: 八戸市、おいらせ町	平成 23 年 3 月 11 日から、電話等がご利用できるようになるまでの期間 (お客様からのお申し出によらず当社にて指定させていただきます)  お客様からのお申し出に基づき、当社にて指定させていただきます

※ 無料期間は、連続する 24 時間を単位に無料日数を計算します

※ 当社の設備故障および本表に記載している複数の区分に該当するお客様については、電話等がご利用いただけなかった最長の期間を無料期間として適用します。詳細は特設フリーダイヤルにお問い合わせください。

※ 本表には、弊社が把握している該当の自治体名を記載しております。

(参考)通信ビルの機能停止等によるサービス中断中の電話局番等一覧(平成23年4月4日時点)

県	ビル名	ビル住所	市外局番	市内局番以降					
岩手県	大船渡	大船渡市 大船渡町	(0192)	21-1,2,3,4,5,6	22-7,8,9	25-0,1,8,9	26-0,1,2,3,4,5,6,7	27-0,1,2,3,4,5,6,7,8,9	47-3,4,5
岩手県	細浦	大船渡市 末崎町	(0192)	22-1,7,8,9	25-8,9	29-2,3,4	47-3,4,5		
岩手県	日頃市	大船渡市 日頃市町	(0192)	22-5,7,8,9	25-8,9	28-2	47-3,4,5		
岩手県	陸前高田	陸前高田市 高田町	(0192)	22-7,8,9	25-8,9	47-3,4,5	53-1,2	54-2,3,4,5	55-1,2,3,4,5,6,7
岩手県	釜石広田	陸前高田市 広田町	(0192)	22-7,8,9	25-8,9	47-3,4,5	56-2,3,4	57-1	
岩手県	気仙横田	陸前高田市 横田町	(0192)	22-7,8,9	25-8,9	47-3,4,5	57-7	59-2	
岩手県	釜石矢作	陸前高田市 矢作町	(0192)	22-7,8,9	25-8,9	47-3,4,5	57-5	58-2	
岩手県	釜石	釜石市 大町	(0193)	22-0,1,2,3,4,5,6,7,8,9	24-2,3,8,9	27-5,6,7,8,9	31-1,2,3	55-4,5,6	
岩手県	鶴住居	釜石市 鶴住居町	(0193)	24-8,9	27-5,6,7,8,9	28-1,2,3,4	29-1	55-4,5,6	
岩手県	上有住	気仙郡住田町 上有住	(0192)	22-7,8,9	25-8,9	47-3,4,5	48-2,3	49-5	
岩手県	下大股	気仙郡住田町 世田米	(0192)	22-7,8,9	25-8,9	47-2,3,4,5	49-7		
岩手県	住田	気仙郡住田町 世田米	(0192)	22-7,8,9	25-8,9	47-3,4,5	46-2,3,4	49-1	
岩手県	釜石吉浜	大船渡市 三陸町吉浜	(0192)	22-7,8,9	25-8,9	43-7	45-2	47-3,4,5	
岩手県	三陸	大船渡市 三陸町越喜来	(0192)	22-7,8,9	25-8,9	43-1	44-1,2,3,4	47-3,4,5	
岩手県	綾里	大船渡市 三陸町綾里	(0192)	22-7,8,9	25-8,9	42-2,3	43-5	47-3,4,5	
岩手県	大槌	上閉伊郡大槌町 本町	(0193)	24-8,9	27-5,6,7,8,9	41-1,2	42-2,3,4,5,6,7,8	55-4,5,6	
岩手県	田老	宮古市 田老字荒谷	(0193)	65-6,7,8,9	68-8,9	77-3,4,5	87-2,3,4,9	88-1	
岩手県	宮古山田	下閉伊郡山田町 北浜町	(0193)	65-6,7,8,9	68-8,9	77-3,4,5	81-1,2	82-0,1,2,3,4,5,6,9	
岩手県	野田	九戸郡野田村 大字野田	(0194)	54-8,9	66-7,8,9	71-1	75-3,4,5	78-2,3,4	
宮城県	荻ノ浜	石巻市 荻浜	(0225)	24-8,9	25-2,4,5	90-2,3,8,9	98-3,4,5,6,7,8,9		
宮城県	田代島	石巻市 田代浜	(0225)	21-4	24-8,9	25-4,5	90-3,8,9	98-2,3,4,5,6,7,8,9	
宮城県	大島	気仙沼市 宇廻館	(0226)	25-7,8,9	26-2	28-2,3,9	29-6,8,9		
宮城県	閑上	名取市 閑上	(022)	381-9	385-0,1,2,3,4,8,9	290-1,2,4,8	353-0,1	354-7,8,9	369-4,5,6,7,8,9
				290-0,3,5,6,7,9	341-0,1,2,3,4,5,6,7,8,9	342-0,1,8,9	343-0,1,5,6,7,8,9	344-6,7,8,9	346-0,1,6,7,8,9
				349-8,9	352-0,1,5,6,7,8,9	355-5,6,7,8,9	369-3	385-5,6,7	393-4,5,6,7,8,9
				395-4,5,6,7,8,9	397-5,6,7,8,9	398-3,4,5,6,7,8,9	399-6,7,8,9	725-0,1,2,3,4,5,6,7,8,9	738-7,8,9
				739-7,8,9	796-0,1,2,3,4,5,6,7,8,9	797-0,1,2,3,4,5,6,7,8,9	781-7,8,9	302-3,4	779-5,6
762-5,6,7,8	748-4,5								
宮城県	荒浜	亶理郡亶理町 荒浜水神	(0223)	23-0,1	29-4,8,9	33-2,3	35-2,3,4	36-7,8,9	
宮城県	七ヶ浜	宮城県七ヶ浜町 菖蒲田浜	(022)	349-6,7	357-1,2,3,4,5,6,7,8	290-1,2,4,8	353-0,1	354-7,8,9	369-4,5,6,7,8,9
				290-0,3,5,6,7,9	341-0,1,2,3,4,5,6,7,8,9	342-0,1,8,9	343-0,1,5,6,7,8,9	344-6,7,8,9	346-0,1,6,7,8,9
				349-8,9	352-0,1,5,6,7,8,9	355-5,6,7,8,9	369-3	385-5,6,7	393-4,5,6,7,8,9
				395-4,5,6,7,8,9	397-5,6,7,8,9	398-3,4,5,6,7,8,9	399-6,7,8,9	725-0,1,2,3,4,5,6,7,8,9	738-7,8,9
				739-7,8,9	796-0,1,2,3,4,5,6,7,8,9	797-0,1,2,3,4,5,6,7,8,9	781-7,8,9	302-3,4	779-5,6
762-5,6,7,8	748-4,5								
宮城県	大川	石巻市 釜谷	(0225)	24-8,9	25-4,5	61-6	64-2	65-2	90-3,8,9
宮城県	石巻船越	石巻市 雄勝町船越	(0225)	24-8,9	25-4,5	58-2,3	61-4	90-3,8,9	98-3,4,5,6,7,8,9
宮城県	雄勝	石巻市 雄勝町雄勝	(0225)	24-8,9	25-4,5	57-2,3	61-3	90-3,8,9	98-3,4,5,6,7,8,9
宮城県	野蒜	東松島市 野蒜	(0225)	24-8,9	25-4,5	86-2	88-2,3,4	90-3,8,9	98-3,4,5,6,7,8,9
宮城県	相川	石巻市 北上町	(0225)	24-8,9	25-4,5	61-2	66-2	90-3,8,9	98-3,4,5,6,7,8,9
宮城県	宮城北上	石巻市 北上町	(0225)	24-8,9	25-4,5	61-7	67-2,3	90-3,8,9	98-3,4,5,6,7,8,9
宮城県	女川	牡鹿郡女川町 女川浜	(0225)	24-8,9	25-4,5	50-1,2,3	53-2,3,4,5	54-2,3,4	90-3,8,9
宮城県	出島	牡鹿郡女川町 出島	(0225)	24-8,9	25-4,5	50-6	55-2	90-3,8,9	98-3,4,5,6,7,8,9
宮城県	江ノ島	牡鹿郡女川町 江島	(0225)	24-8,9	25-4,5	50-7	56-2	90-3,8,9	98-3,4,5,6,7,8,9
宮城県	牡鹿	石巻市 鮎川浜	(0225)	24-8,9	25-4,5	44-1	45-2,3	90-3,8,9	98-3,4,5,6,7,8,9
宮城県	大原浜	石巻市 小淵浜	(0225)	24-8,9	25-4,5	44-2	46-2	90-3,8,9	98-3,4,5,6,7,8,9
宮城県	谷川	石巻市 大谷川浜	(0225)	24-8,9	25-4,5	44-4	48-2	90-3,8,9	98-3,4,5,6,7,8,9
宮城県	網地島	石巻市 長渡浜	(0225)	24-8,9	25-4,5	44-3	49-2	90-3,8,9	98-3,4,5,6,7,8,9
宮城県	志津川	本吉郡南三陸町 志津川	(0226)	25-7,8,9	28-9	29-6,8,9	46-1,2,3,4,5,6	47-1,2,4	
宮城県	戸倉	本吉郡南三陸町 戸倉	(0226)	25-7,8,9	28-9	29-6,8,9	46-8,9	47-3	
宮城県	山田馬籠	気仙沼市 本吉町小金山	(0226)	25-7,8,9	28-9	29-6,8,9	43-2,9		
宮城県	本吉	気仙沼市 本吉町津谷館岡	(0226)	25-7,8,9	28-9	29-6,8,9	31-1,4	42-1,2,3,4	
宮城県	唐桑	気仙沼市 唐桑町	(0226)	25-7,8,9	28-9	29-6,8,9	31-2	32-2,3,4	49-9
宮城県	歌津	本吉郡南三陸町 歌津	(0226)	25-7,8,9	28-9	29-6,8,9	36-2,3,4,9		
福島県	磯部	相馬市 磯部	(0244)	33-5	26-3,5,6,7,8,9	33-3,4	65-5		
福島県	いわき広野	双葉郡広野町 大字下北迫	(0240)	27-1,2,3,4	23-2,3,4,5,6,7,8	28-0,9	25-8		
福島県	檜葉	双葉郡檜葉町 大字井出	(0240)	25-1,2,3,4,5	23-2,3,4,5,6,7,8	26-0,1	25-8		
福島県	磐城富岡	双葉郡富岡町 中央	(0240)	21-0,1,2,3	22-0,1,2,3,4,5,6,7,8,9	23-2,3,4,5,6,7,8	25-8		
福島県	いわき川内	双葉郡川内村 大字下川内	(0240)	38-2,3	23-2,3,4,5,6,7,8	39-0	25-8		
福島県	大熊	双葉郡大熊町 大字下野上	(0240)	31-0,1	23-2,3,4,5,6,7,8	32-0,1,2,3,4,5,6,7	25-8		
福島県	いわき双葉	双葉郡双葉町 大字新山	(0240)	23-0,1	23-2,3,4,5,6,7,8	33-0,1,2,3,4,5	25-8		
福島県	浪江	双葉郡浪江町 幾世橋	(0240)	24-0,1,2	23-2,3,4,5,6,7,8	34-0,1,2,3,4,5,6,7	35-0,1,2,3,4,5	25-8	
福島県	いわき津島	双葉郡浪江町 大字下津島	(0240)	36-2	23-2,3,4,5,6,7,8	37-2	25-8		
福島県	葛尾	双葉郡葛尾村 葛尾	(0240)	29-2	23-2,3,4,5,6,7,8	37-4	25-8		

※ この他に、アクセス区間(当社通信ビルとお客様宅の間の設備)の被災により、電話等がご利用できなかったお客様については、お客様のお申し出に基づき、基本料金等を無料とさせていただきます。

※ その他無料期間等については特設フリーダイヤルにお問い合わせください。

(注)ひかり電話の場合は、一部局番が異なる場合があります。